

令和 8 年 6 月

国 税 庁

「『租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて』
等の一部改正について」(法令解釈通達)の概要

平成14年6月24日付課資3-1ほか3課共同「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)、昭和46年8月26日付直資4-5ほか2課共同「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)、昭和45年7月1日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)及び平成24年1月26日付課資3-1ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税(譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)については、所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)等により、租税特別措置法等の改正が行われたことに伴い改正するもので、主な改正の内容は次のとおりです。

【主な改正の内容】

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、非課税口座の口座開設可能年齢の下限が撤廃されたこと等に伴い、法令解釈に当たり留意すべき事項等についての整備を行い、その他通達において引用する関係法令の改正に伴う条項の移動があったことなどの所要の整備を行っています。